部長及び参事官
殿
所　属　長

刑企発第３４号
（県民、生企、地域、少年、人対、
サ対、捜一、捜二、組対、交企、
交指、交機、高速、備一、備二）
令和６年２月９日
５年保存（口訓）
本　部　長

国選弁護人となろうとする者に対する氏名の開示に関する被害者への意向確認等の実施について（通達乙）

被害者への連絡等については、「被害者連絡実施要領の制定について（通達甲）」（令和５年５月29日刑企発第224号）に基づき運用されているところ、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和５年法律第28号。以下「改正法」という。）が公布され、逮捕状に代わるものの交付の請求を始めとする被害者等の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を秘匿する制度（以下「個人特定事項秘匿制度」という。）が本年２月15日から施行されることに伴い、国選弁護人選任手続の円滑な実施に資するようにするため、国選弁護人となろうとする者に対する氏名の開示について被害者への意向確認を行うよう努め、その結果を検察官に伝達することとしたところ、その実施要領及び留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

１　趣旨

個人特定事項秘匿制度の施行により、一定の場合には、刑事手続において被害者等の個人特定事項を被疑者及び被告人並びに弁護人に対し、明らかにしないことがあり得ることとなった。

被疑者に対して勾留状が発せられている場合又は勾留を請求されている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判官は、その請求により、被疑者のため弁護人（以下「国選弁護人」という。）を付さなければならないこととされているところ、個人特定事項秘匿制度の施行を受け、日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）地方事務所においては、裁判所から被害者等の個人特定事項の記載がない勾留状に代わるものの写しの送付を受けて被疑者の国選弁護人の指名を打診することとなる見込みであり、国選弁護人となろうとする者に対して被害者等の個人特定事項を含む被疑事実の要旨を伝達するという現在の運用を維持する

ことが困難となる。

その結果、検察官が勾留請求に際し勾留状に代わるものの交付等請求を行った事件について、国選弁護人となろうとする者は、受任前に被害者の氏名を把握し、これに基づいて他の受任事件等との利益相反の有無につき確認することが困難となり、ひいては、円滑な国選弁護人選任手続の実施が困難となることが想定される。

国選弁護人の円滑な選任は、被疑者の権利保護の観点から重要であることはもとより、国選弁護人が円滑に選任され、被害回復に向けた交渉等を含む弁護活動が速やかに開始されることが被害者の権利利益の保護の観点からも有益な場合も少なくないこと等を踏まえ、一定の事件について、国選弁護人となろうとする者に対する氏名の開示に関する被害者の意向等を確認するよう努め、その結果を検察官に伝達することとするものである。

2　確認要領

(1)　対象事件

改正法による改正後の刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）第201条の２第１項第１号に該当する被害者（以下「措置対象被害者」という。）の個人特定事項につき秘匿する必要があるとして、同項に基づき、逮捕状の請求と同時に逮捕状に代わるものの交付を請求し、逮捕状が発付されるとともに逮捕状に代わるものの交付を受けた上で、被疑者を逮捕した事件。

(2)　手続

措置対象被害者に連絡を行う者（以下「連絡担当者」という。）は、原則として、対象事件につき被疑者を逮捕した旨の連絡をする際に、措置対象被害者に対し、その氏名を、当該被疑者に知らせない条件の下、その国選弁護人となろうとする者に対して開示することの可否について意向を確認するよう努めること。ただし、事件を検察官に送致するまでの間において、措置対象被害者に連絡等をする際に同人の意向を確認することも差し支えない。

措置対象被害者の意向を確認した結果（同人の意向を確認できなかった場合を含む。）については、別添国選弁護人となろうとする者に対する氏名の開示に関する意向確認書（以下「意向確認書」という。）の必要事項欄に記載し、書類目録に記載したうえ送致書類の末尾に編綴して検察庁へ送致すること。ただし、意向確認書の別紙については、被害者への意向確認を実施する際に説明すべき事項の参考例であることから、被害者の理解の程度に応じて適宜説明を補足することは差し支えないものであり、意向確認書と併せて送致する必要はない。

なお、措置対象被害者が、国選弁護人となろうとする者に対して氏名を開示することには同意しなかったものの、国選弁護人となろうとする者に伝達可能な情報として、措置対象被害者と関係のある弁護士名や弁護士事務所名につき陳述した場合には、当該情報について意向確認書の「その他参考事項」に記載すること。

3　留意事項

検察官は、送致を受けた対象事件の被疑者につき勾留請求と同時に刑訴法第207条の２第１項による秘匿措置を請求する場合であって、司法警察職員から措置対象被害者が被疑者には伝えない条件の下で国選弁護人となろうとする者に対する氏名の開示に同意している旨伝達されたときには、措置対象被害者の氏名を被疑者には伝えない条件の下で国選弁護人となろうとする者に伝達することについて相当又は不相当の判断をし、勾留請求先の裁判官に当該判断の結果等を伝達する。

その後、措置対象被害者が被疑者には伝えない条件の下で国選弁護人となろうとする者に対する氏名の開示に同意し、かつ、検察官が措置対象被害者の氏名を被疑者には伝えない条件の下で国選弁護人となろうとする者に伝達することについて相当と判断した場合には、裁判官から法テラス地方事務所に対して、措置対象被害者の氏名が伝達される。これを受け法テラス地方事務所においては、国選弁護人となろうとする者に対し、被害者等の個人特定事項を秘匿した被疑事実の要旨に加えて、被疑者を含む第三者には伝えない条件の下で措置対象被害者の氏名を伝達して、国選弁護人となろうとする者に対し国選弁護人受任を打診することとなる。

一方、措置対象被害者が氏名の開示に同意しなかった場合及び措置対象被害者の意向を確認できなかった場合並びに検察官が措置対象被害者の氏名を国選弁護人となろうとする者に伝達することについて不相当と判断した場合には、法テラス地方事務所においては、国選弁護人となろうとする者に対して、被害者等の個人特定事項を秘匿した被疑事実の要旨のみを伝えて、国選弁護人となろうとする者に対し国選弁護人受任を打診することとなる。

もっとも、国選弁護人となろうとする者が正式に国選弁護人を受任した場合には、当該国選弁護人は、弁護人に対して勾留状の謄本ではなく「勾留状に代わるもの」の謄本を交付する措置（刑事訴訟規則第150条の５第６項）又は弁護人に対して起訴状の謄本ではなく「起訴状抄本等」を送達する措置（刑訴法第271条の３第４項、第271条の４第５項）がとられる場合を除き、原則として、措置対象被害者の個人特定事項を知り得る立場にある。そのため、措置対象被害者の意向確認を行うに当たっては、同人が氏名の開示に同意しなけれ

ば、同人の氏名が将来においても国選弁護人となろうとする者に知られることはない旨の誤解を生じさせないように留意する必要がある。

連絡担当者においては、改正法の趣旨並びに措置対象被害者が氏名の開示に同意した場合及び同意しなかった場合の一連の流れについて理解した上で、同人の意向を確認すること。

4　運用開始日

本件の運用開始については、令和６年２月15日からとする。

運用開始については、高知地方検察庁、高知地方裁判所と協議済みである。

国選弁護人となろうとする者に対する氏名の開示に関する意向確認書

被疑者氏名（　　）

罪　　名（　　）

被害者の氏名
被害者の意向 被疑者には伝えない条件の下で、国選弁護人となろうとする者に対する 氏名の開示に　同意する　・　同意しない　・　確認未了（※）
その他参考事項（※被害者が、同人と関係のある弁護士として陳述した弁護士名や弁護士事務所名等があれば記載すること）

※「確認未了」は、確認を実施する暇がない等の事情により確認を実施しなかった場合、及び被害者が意向表明を留保するなどして同意・不同意のいずれかの意向を確認できなかった場合を含む。

確認を実施した日時　令和　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分頃

確認方法　　面接・電話・その他（　　）

確認実施者

警察署　司法　　㊞

（検察官追記欄）

※「同意する」の場合のみ記載

令和　　年　　月　　日

検察庁　　検察官

□　開示相当

□　開示不相当

【裁判所確認欄】

検察官追記欄中「開示相当」にチェックがある場合は、本書面を国選弁護人指名通知依頼とともにFAX送信すること（「**開示不相当**」の場合には**FAX送信しない**こと）。

別紙

1　あなたが被害を申告した事件の被疑者が逮捕されました。被疑者には、弁護人を依頼する権利があります（憲法第３４条、刑事訴訟法第３０条）。また、被疑者が逮捕に引き続き勾留を請求された場合等において貧困等の事由により自ら弁護人を選任することができないときは、裁判官に対して弁護人の選任を請求することができ、この場合には、裁判官は被疑者のために国選弁護人を付することとされています（刑事訴訟法第３７条の２）。

2　弁護士は、依頼者の利益と他の依頼者の利益が相反する事件や、事件の当事者との間に特別の関係がある事件については、その職務を行うことができません。

よって、あなたが相談又は委任している弁護士やあなたと特別の関係がある弁護士は、原則として、あなたが被害に遭った事件について被疑者の弁護人となることはできません。

3　そのため、弁護士は、被疑者の弁護人に就任するに当たって、あなたから相談や依頼を受けていないことや、あなたと特別の関係がないことを確認する必要があります。この確認を実施するために、あなたの氏名を、被疑者に知らせないことを条件として、被疑者の弁護人になろうとする弁護士に伝えることに同意しますか。

4　あなたの氏名を弁護人となろうとする弁護士に伝えることに同意しない場合であって、検察官が被疑者の勾留を請求するのと同時にあなたの氏名等の個人特定事項を被疑者に知らせない措置を請求するときには、捜査機関や被疑者のために国選弁護人を選任する裁判官等があなたの氏名を含む個人特定事項を弁護人となろうとする弁護士に伝えることはありません。

しかし、当該弁護士が弁護人に就任した場合には、裁判官に請求すれば、原則としてあなたの氏名等の個人特定事項を知ることができます。

5　これからの刑事手続において、被疑者に対しては、最終的には裁判官の判断によることとなりますが、あなたの氏名等の個人特定事項を知らせない措置を講じることができます。被疑者に対して、あなたの氏名等の個人特定事項を知らせたくない場合には、事件を担当する警察官や検察官に相談してください。